



薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2024年
No.6
事例3

疑義照会・処方医への情報提供

規格間違い



事例

【事例の詳細】

医療機関の小児科医から小児患者にモイゼルト軟膏1%が初めて処方された。モイゼルト軟膏の添付文書には「通常、小児には0.3%製剤を1日2回、適量を患部に塗布する。症状に応じて、1%製剤を1日2回、適量を患部に塗布することができる。」と記載されている。他院からの処方歴はなく、初めて使用する薬剤であることを患者家族から聴取した。小児に対しても1%製剤は使用できるが、念のため疑義照会を行った結果、1%製剤から0.3%製剤へ変更となった。

【推定される要因】

医師がモイゼルト軟膏の用法・用量を把握していなかった可能性がある。

【薬局での取り組み】

当薬局ではモイゼルト軟膏の取り扱いが初めてであった。モイゼルト軟膏に関する知識を深めるため、製薬企業に依頼し、モイゼルト軟膏に関する説明会を開催する予定である。



その他の情報

モイゼルト軟膏0.3%/1%の添付文書 2024年6月改訂（第5版）（一部抜粋）

6.用法及び用量

通常、成人には1%製剤を1日2回、適量を患部に塗布する。通常、小児には0.3%製剤を1日2回、適量を患部に塗布する。症状に応じて、1%製剤を1日2回、適量を患部に塗布することができる。

7.用法及び用量に関連する注意

7.4 小児に1%製剤を使用し、症状が改善した場合は、0.3%製剤への変更を検討すること。



事例のポイント

- モイゼルト軟膏はアトピー性皮膚炎の治療薬として2022年6月に販売が開始された国内初の外用ホスホジエステラーゼ4（PDE4）阻害剤であり、0.3%製剤と1%製剤の2種類の規格が販売されている。
- モイゼルト軟膏は、小児には通常0.3%製剤を使用するが、症状に応じて1%製剤を使用することが可能である。小児に処方されたモイゼルト軟膏の規格に疑義が生じた場合は、使用歴や診察時の医師とのやり取りなどを患者家族から聴取したうえで、処方医に問い合わせを行う必要がある。
- 薬局で新規に薬剤を採用する際、薬剤の適正使用や取扱い、使用上の留意点などに関する勉強会を行うなど、薬局のスタッフが知識を習得する機会を設けることは適切な処方監査を行ううえで有用である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）
<https://www.yakkyoku-hiyari.jcqhcc.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。